

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書類)

1. 吸収分割契約の内容
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項
 - (1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等
 - (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項
吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

ネオス株式会社

2020年5月11日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1

ネオス株式会社

代表取締役社長 池田 昌史

ネオス株式会社（2020年9月1日付で商号を「JNSホールディングス株式会社」に変更予定。以下、「当社」といいます）は、2020年4月21日付で、株式会社ネオス分割準備会社（2020年9月1日付で商号を「ネオス株式会社」に変更予定。以下、「承継会社」といいます）との間で、2020年9月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。

本件分割について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数についての相当性に関する事項

本件分割に際して、承継会社は新たに普通株式400株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

本件分割に際して当社に交付される承継会社の株式数は、承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、これを任意で定めることができると考えられ、両社で協議の上、割当交付する株式数を決定しており、相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当であると判断いたしました。

①	資本金	85,000千円
②	資本準備金	10,000千円
③	その他資本剰余金	株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
④	利益準備金	0円
⑤	その他利益剰余金	0円

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担

その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

株式会社ジェネシスホールディングスとの間の株式交換

当社は、当社の連結子会社である株式会社ジェネシスホールディングス（以下、「ジェネシス」といいます。）との間において、2020年4月21日付で、2020年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ジェネシスを株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2020年2月29日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ5,000百万円、954百万円であります。本件分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債の2020年2月29日現在の貸借対照表における帳簿価額は、それぞれ2,161百万円、610百万円であります。

また、今後、効力発生日までに予想される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておりません。

以上より、当社は、本件分割後において当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の最終事業年度（2020年2月29日）の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ29百万円、0百万円であります。当社の2020年2月29日現在の貸借対照表において、承継会社が当社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、上記(1)に記載のとおりです。

2020年2月29日から現在に至るまで承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておりません。

以上より、本件分割後において承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

以上

吸収分割契約書

ネオス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ネオス分割準備会社（以下「乙」という。）は、第1条に定める甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割」という。）を行い、甲の事業のうちグループの経営管理に関する事業及びFinTech事業（但し、キャッシュレス決済サービス関連事業に限る。以下同じ。）を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 甲（吸収分割会社）
商号：ネオス株式会社
住所：東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
- (2) 乙（吸収分割承継会社）
商号：株式会社ネオス分割準備会社
住所：東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1

第3条 （承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないものは承継対象から除外され、また、（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議して合意の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条 （吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式400株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり甲に対して割当交付する。

第5条 （乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件分割に際して増加すべき乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。但し、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲乙協議して合意の上、これを変更することができる。

- | | | |
|-----|----------|-------------------------|
| (1) | 資本金 | 85,000,000 円 |
| (2) | 資本準備金 | 10,000,000 円 |
| (3) | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) | 利益準備金 | 0 円 |
| (5) | その他利益剰余金 | 0 円 |

第6条 (効力発生日)

本件分割の効力発生日は、2020 年 9 月 1 日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議して合意の上、これを変更することができる。

第7条 (株主総会の承認)

甲及び乙は、本件分割の効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項(第 8 条に定める商号の変更に係る定款変更を含む。)に関する決議を求めるものとする。

第8条 (商号変更)

本件分割の効力発生日をもって、甲は、J N S ホールディングス株式会社に、乙は、ネオス株式会社に、それぞれ商号変更するものとする。

第9条 (競業禁止義務)

甲は、本件分割の効力発生日後においても、本件事業について、一切競業禁止義務を負わない。

第10条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意の上、これを行う。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第 7 条に定める甲及び乙の株主総会による承認が得られなかった場合
- (2) 次条に従い本契約が解除された場合

第12条 (本件分割の条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、(i) 甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、(ii) 本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合等本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議して合意の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条 (準拠法及び合意管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議して合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 4 月 21 日

甲 東京都千代田区神田須田町一丁目 23 番地 1
ネオス株式会社
代表取締役社長 池田 昌史

乙 東京都千代田区神田須田町一丁目 23 番地 1
株式会社ネオス分割準備会社
代表取締役社長 池田 昌史

別紙 承継権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する本承継対象権利義務は、本件分割の効力発生日における以下に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年2月29日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する一切の流動資産（現預金を含む。）。

但し、甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関する流動資産を除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する一切の固定資産。

但し、次の各号に掲げるものその他甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関する固定資産を除く。

① 甲の本社建物に関連する一切の建物付属設備、器具備品、電話加入権、差入保証金その他の固定資産

② 投資有価証券

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業のみに属する一切の流動負債。

但し、甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関する流動負債を除く。

(2) 固定負債

本件事業のみに属する一切の固定負債。

但し、甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関する固定負債を除く。

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において甲に在籍している全ての従業員との雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利の一切。但し、甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関するものを除く。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他の一切の契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

但し、次の各号に掲げるもの並びに契約上移転できないもののうち本件分割の効力発生日までに当該契約の相手方から本件分割による移転にかかる承諾を得られなかったもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの、甲が引き続き保有する必要があるもの及び甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関するものを除く。

- ① 乙に承継されない資産及び負債に付帯又は関連する契約
- ② 甲の本社建物に係る賃貸借契約
- ③ 前各号に関連する一切の契約

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以上

(別紙2)

吸収分割承継会社の最終事業年度における計算書類等

事業報告

(2020年2月3日から
2020年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、2020年2月3日にネオス株式会社の100%出資により設立され、2020年2月29日現在、事業を開始していないため、事業の経過及び成果については報告すべき事項はありません。

② 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

③ 設備投資の状況

記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の営業成績及び財産の状況

区 分	当事業年度 2020年2月期
売上高 (円)	—
経常損失 (円)	897,699
当期純損失 (円)	912,699
1株当たり当期純損失 (円)	1,521
総資産 (円)	29,579,505
純資産 (円)	29,087,301

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算定しております。

2. 当社は2020年2月3日に設立されたため、直前3事業年度はありません。

(3) 重要な子会社の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新規事業創出に向けた取り組み、自社プロダクト&サービス事業モデルの拡大、グローバル化の推進、プロジェクトマネジメントの強化、有能な人材の確保及び育成が重要な課題と捉えております。

(5) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

記載すべき事項はありません。

(6) 主要な事業所（2020年2月29日現在）

本 社	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
-----	----------------------

(7) 従業員の状況（2020年2月29日現在）

従 業 員 数
1人

(8) 主要な借入先の状況（2020年2月29日現在）

記載すべき事項はありません。

(9) その他の会社の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2020年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 6,000株
- ② 発行済株式の総数 600株
- ③ 単元株式数 1株
- ④ 株主数 1名
- ⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
ネ オ ス 株 式 会 社 代表取締役社長 池田 昌史	600	100

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年2月29日現在）
記載すべき事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
記載すべき事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
記載すべき事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年2月29日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	池 田 昌 史	ネオス株式会社 代表取締役社長 NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD 会長 合同会社インミック職務執行者

② 取締役に支払った報酬等の総額

記載すべき事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- ① 業務の適正を確保するための体制
記載すべき事項はありません。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
記載すべき事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

記載すべき事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年 2 月29日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,579,505	流 動 負 債	492,204
普 通 預 金	29,579,505	未 払 費 用	364,399
		預 り 金	112,805
		未 払 法 人 税	15,000
		負 債 合 計	492,204
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	29,087,301
		資 本 金	15,000,000
		資 本 剰 余 金	15,000,000
		資 本 準 備 金	15,000,000
		利 益 剰 余 金	△912,699
		その他利益剰余金	△912,699
		繰 越 利 益 剰 余 金	△912,699
		純 資 産 合 計	29,087,301
資 産 合 計	29,579,505	負 債 及 び 純 資 産 合 計	29,579,505

損 益 計 算 書

(2020年 2 月 3 日から
2020年 2 月29日まで)

(単位 : 円)

科 目	金 額	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
給 与 手 当	532,750	
法 定 福 利 費	71,040	
事 務 用 消 耗 品 費	6,272	
支 払 報 酬	41,100	
支 払 手 数 料	500	
租 税 公 課	246,037	897,699
営 業 損 失		897,699
経 常 損 失		897,699
税 引 前 当 期 純 損 失		897,699
法 人 税 等		15,000
当 期 純 損 失		912,699

株主資本等変動計算書

(2020年2月3日から
2020年2月29日まで)

(単位：円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
				繰 越 利 益 剰 余 金	合 計		
2020年2月3日 残高	0	0	0	0	0	0	0
当 期 純 損 失	-	-	-	△912,699	△912,699	△912,699	△912,699
事業年度中の変動額	15,000,000	15,000,000	15,000,000	△912,699	△912,699	29,087,301	29,087,301
2020年2月29日 残高	15,000,000	15,000,000	15,000,000	△912,699	△912,699	29,087,301	29,087,301

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 600株

以 上